

《建築主（建築確認申請者）の皆様へ》

建築主の皆様の**確認を受けた建築物**が建築基準法第5条の4に規定する建築士の設計及び工事監理によらなければならない建築物に該当する場合で、**工事監理者が未定のときは、工事監理者が定まってから工事着手前に建設地の市町村役場に届け出てください。**

（様式は任意ですが、確認申請書（第2号様式）第2面の工事監理者欄に記載する事項及び届出年月日、確認番号、確認年月日、建築確認申請者の住所・氏名等を明記して押印した書面を提出してください。）

なお、**必要な工事監理者を定めなければ、工事をすることはできません**ので注意してください。